

第3回航空安全基準検討委員会における審議概要

○ B787 など新機種導入に向けた基準の見直しについて

(長距離進出運航 (ETOPS) 承認のための運航・整備経験期間の短縮関係)

- ・ 本委員会では、エンジンや装備品の信頼性が証明されていることを前提に、ETOPS を行う場合に必要な航空会社の運航・整備の体制について検討を行っているという理解でよい。(委員)

→ その通りである。(航空局)

- ・ エンジンの信頼性は向上していると考える。一方、近年、複合材に関連した事故が海外で発生している。複合材についてはどのような安全上の配慮が行われているのか。(委員)

→ B787 は従来の機体に較べて複合材を大幅に使用しているが、このような新しい設計については、従来の耐空性の要件に加え、特別な耐空性の要件を設定し、安全を確保している。また、複合材はこれまでも二次構造等において使用されてきており、その経年劣化については、設計段階からその影響が考慮されている。(航空局)

- ・ B787 の胴体において使用される複合材は日本のメーカーが作っており、メーカーとの情報交換を行うことにより、運航に大きな影響が及ばないようにして欲しい。(委員)

- ・ 新しい機材の登場により、ETOPS の時間が延びてきたが、製造国側の要求について、輸入国として今後も慎重に確認していくことが必要と考える。(委員)

(飛行間点検の取扱いの見直し関係)

- ・ これまで整備士及びパイロットが双方の確認を経て飛行してきた長い歴史がある。新しい技術の出現により新たな体制で飛行を行うことができるようにするものと理解した。資料によれば、不具合が発生した場合を除き、整備士は飛行前の確認に関与しないように見えるが、行政として、大枠を外して、後は航空会社任せということなのか。それとも、通達等により整備士及びパイロットがともに確認することを推奨するのか。(委員)

→ 整備部門との連絡体制及び不具合発生時のバックアップ体制の構築の二つが飛行間点検を省略するための最低要件と考えているが、追加的に何らかの配慮を行

うなど、実際にどのような体制を構築するかは、各航空会社が自社の実情を勘案し、検討することとなると考える。(航空局)

- ・ 海外では以前から飛行間点検の省略を行っている航空会社がある。また、B777については、製造国政府の要件としては飛行間点検が設定されていないが、航空機製造者独自の追加要目として設定されていたと記憶している。A 整備の時期まで何も整備しないということは考えにくく、少なくとも、一日の最初の飛行前の点検及び一日の最後の飛行後の点検は必要なのではないか。我が国においても各航空会社が自社の運航実態等を踏まえて必要な体制について検討し、当局が審査を行えばよいと考える。(委員)

- ・ 航空機の整備要件は、製造国政府が製造者、航空会社及び国による会議体を設置し、設定している。このため、飛行間点検を省略可能とする航空機は、「製造国が飛行間点検を設定していない航空機」とするべきではないか。(委員)

→ 製造国政府が定めた整備要件に加え、製造者が更なる要件を設定する場合があるため、「製造国又は製造者が飛行間点検を設定していない航空機」については飛行間点検の実施を省略可能とする。(航空局)

○ ビジネスジェット・クラス機チャーター事業に対応した基準の設定について

- ・ B787 とビジネス・ジェットとでは ETOPS の規制の内容はバランスを欠いているように感じるが、何らかの背景があるのか。(委員)

→ B787 のように定期便として運航される航空機に関しては、過去の運航実績を考慮した規制を行っている。これは、ビジネスジェット・クラス機のチャーター機を利用する旅客は自らの責任で航空機を選択することができるが、定期便を利用する不特定多数の旅客は自ら航空機を選択することができないため、定期便の旅客をより手厚く保護する必要があるためである。(航空局)

○ 国際民間航空条約第 6 附属書の改正に対応した基準の見直しについて

(認定事業場に対する安全管理体制 (SMS) 導入義務化関係)

- ・ 国際民間航空条約附属書の国際標準と我が国の基準とは対象範囲が異なっているが、どのように対応しているのか。(委員)

→ 国際民間航空条約附属書の国際標準は国際航空運送を行う場合を対象としており、国内の航空運送に関しては各国がそれぞれの実情を勘案して基準を設定している。また、我が国は国際標準と異なる基準を採用する場合には、国際民間航空機関に対して相違通報を行っている。(航空局)

- ・ 認定事業場に対する安全管理体制の導入に際しては、必要な準備期間を設けるとともに、認定事業場の規模に応じた柔軟な対応により、規模の小さな認定事業場にとって過度な負担にならないよう配慮して頂きたい。また、関係者への安全管理体制導入に関する啓発を十分に行って頂きたい。(委員)
- ・ 小型機は事故が多いので、小型機にも適用することについて、引き続き検討して欲しい。(委員)
- ・ 航空会社の安全管理体制を記載した安全管理規程は届出でよいこととなっている。これは、安全管理体制は航空会社が自ら構築するものとの考え方に基づいたものと考えられる。認定事業場に安全管理体制を記載したマニュアルを作成させる際にも配慮して欲しい。(委員)

○ その他関係

(複数の事業者に対する整備改造に係る事業場認定の基準の設定関係)

- ・ 当該見直しの対象には、我が国航空会社が整備を委託している海外の整備会社は含まれるのか。(委員)
- 国内の大手航空会社と、その子会社である整備専門会社を想定しており、単独の会社である海外の整備会社は想定していない。(航空局)

(外国航空機の安全対策関係)

- ・ ランプインスペクションは有効に機能させて欲しい。体制が少ないので、今後更なる強化に努めて欲しい。(委員)